



2017年2月23日

各位

会社名 LINE 株式会社
 代表者名 代表取締役社長 出澤 剛
 (コード：3938、東証第一部)

定款の一部変更及び補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、2017年2月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を2017年3月30日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

① 業務の効率化を図ることを目的として、本社事務所を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都新宿区に変更するものであります。なお、定款第3条の変更につきましては、附則により、2017年4月1日をもってその効力を生じるものとし、その効力発生をもって当該附則を定款より削除するものといたします。

② 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任の効力を4年と定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。	第3条 当社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。
第4条～第29条 (条文省略)	第4条～第29条 (現行どおり)
(選任方法)	(選任方法)
第30条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
(新設)	<u>2 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	<u>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有す</u>

<p>(任 期)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</p> <p>第 32 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>る期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該選任に係る決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 32 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2017 年 4 月 1 日をもって効力が生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2017 年 3 月 30 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2017 年 3 月 30 日 (予定)

※現行定款第 3 条の変更は、2017 年 4 月 1 日に効力が発生する予定であります。

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名を選任するものであります。本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
わたなべ なおき 渡辺 直樹 (1963年9月26日生)	1991年4月 弁護士登録 田中・高橋法律事務所(現クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業)入所 1996年8月 増田舟井アイファート&ミッチェル法律事務所入所(客員弁護士) 2003年5月 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業入所 同所パートナー就任 2011年5月 K&L Gates 外国法共同事業法律事務所 入所 同所パートナー就任(現任) (重要な兼職の状況) K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナー	0株

- (注)
1. 渡辺直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 渡辺直樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 渡辺直樹氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第2項において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。渡辺直樹氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

以上